

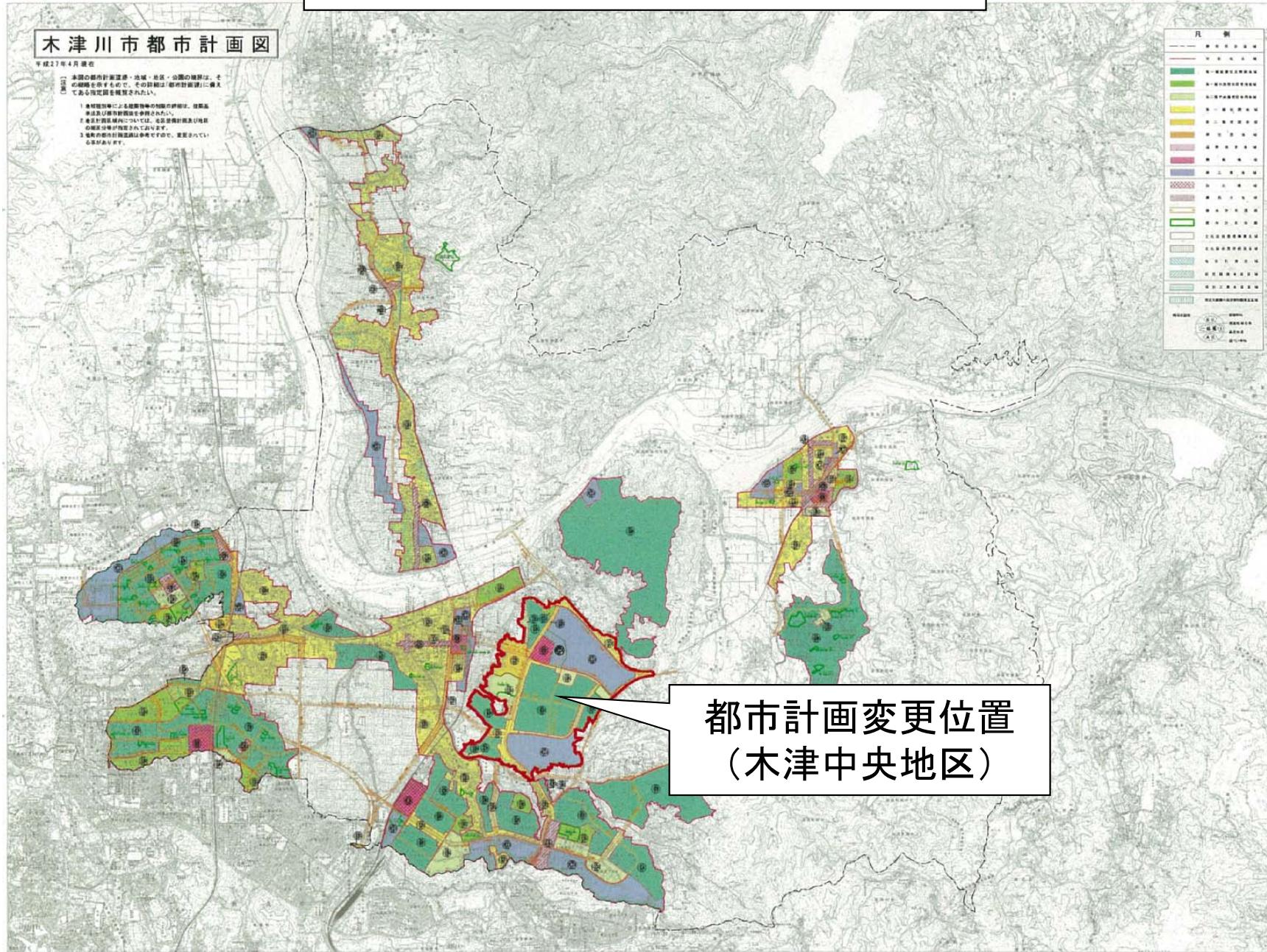
第21回木津川市都市計画審議会

①【議案第51号】相楽都市計画 地区計画の変更(案)について

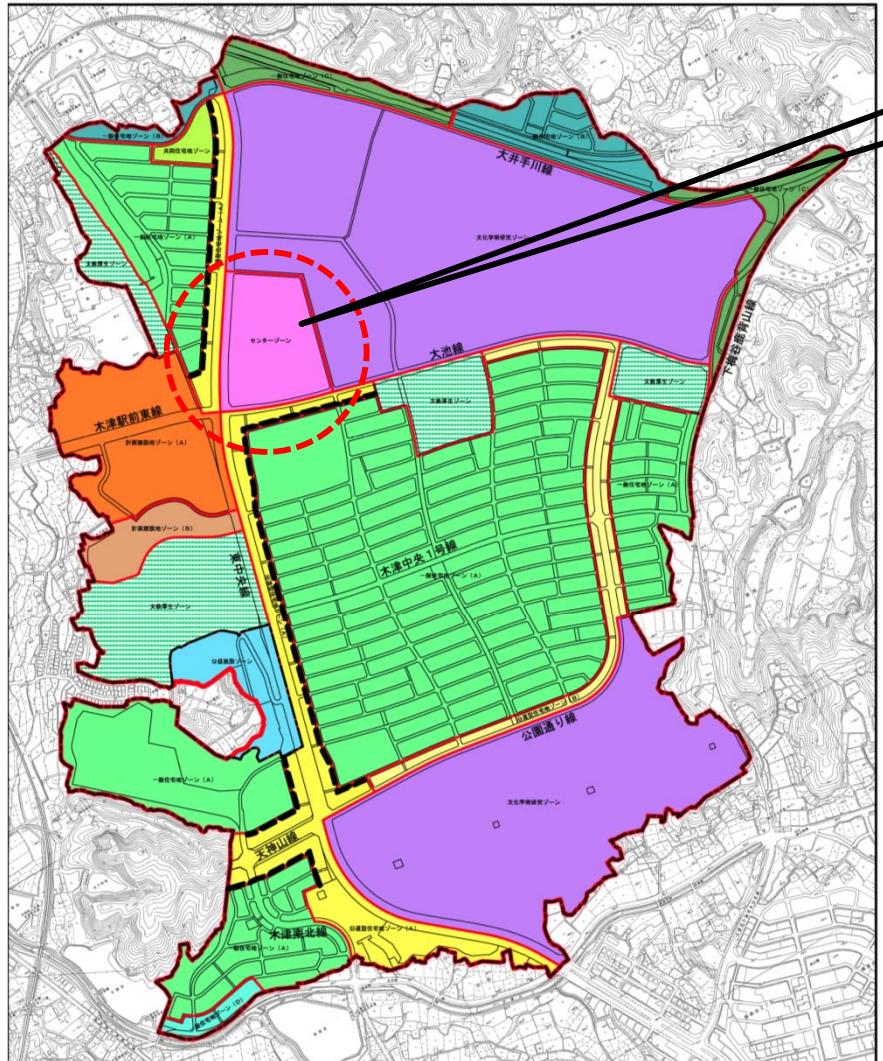
平成28年11月11日

木津川市建設部都市計画課

相楽都市計画 変更(案) 位置図



地区計画 計画図 (木津中央地区)



センターゾーン
(商業地域)

地区計画とは

それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」です。

住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるものです。

他の都市計画

用途地域: 商業地域

建ぺい率: 80%

容積率: 400%

高度地区: 指定なし

N
100 200m
1:2,500

凡 例	表 示	地区計画ゾーン名称
地区計画区域	■	一般住宅地ゾーン (A)
地区整備計画区域	■	計画建設地ゾーン (A)
ゾーン境界線	—	一般住宅地ゾーン (B)
境界の後退面積が 大きな部分	—	センターゾーン
	■	一般住宅地ゾーン (C)
	■	文化学術研究ゾーン
	■	文教厚生ゾーン
	■	公益施設ゾーン
	■	沿道型住宅地ゾーン (A)
	■	沿道型住宅地ゾーン (B)
	■	共同住宅地ゾーン

1) 今回の都市計画変更(案)の内容について(木津中央地区)

1 今回の都市計画変更の目的

木津中央地区の都市基盤整備の進展を受け、計画的かつ有効な都市的土地区画整理事業を図るため、京都府が行う「学研地域商業ガイドライン」の変更に併せ、よりきめ細やかに土地利用等を規制・誘導していくために定めた木津中央地区計画の都市計画の変更を行うものです。

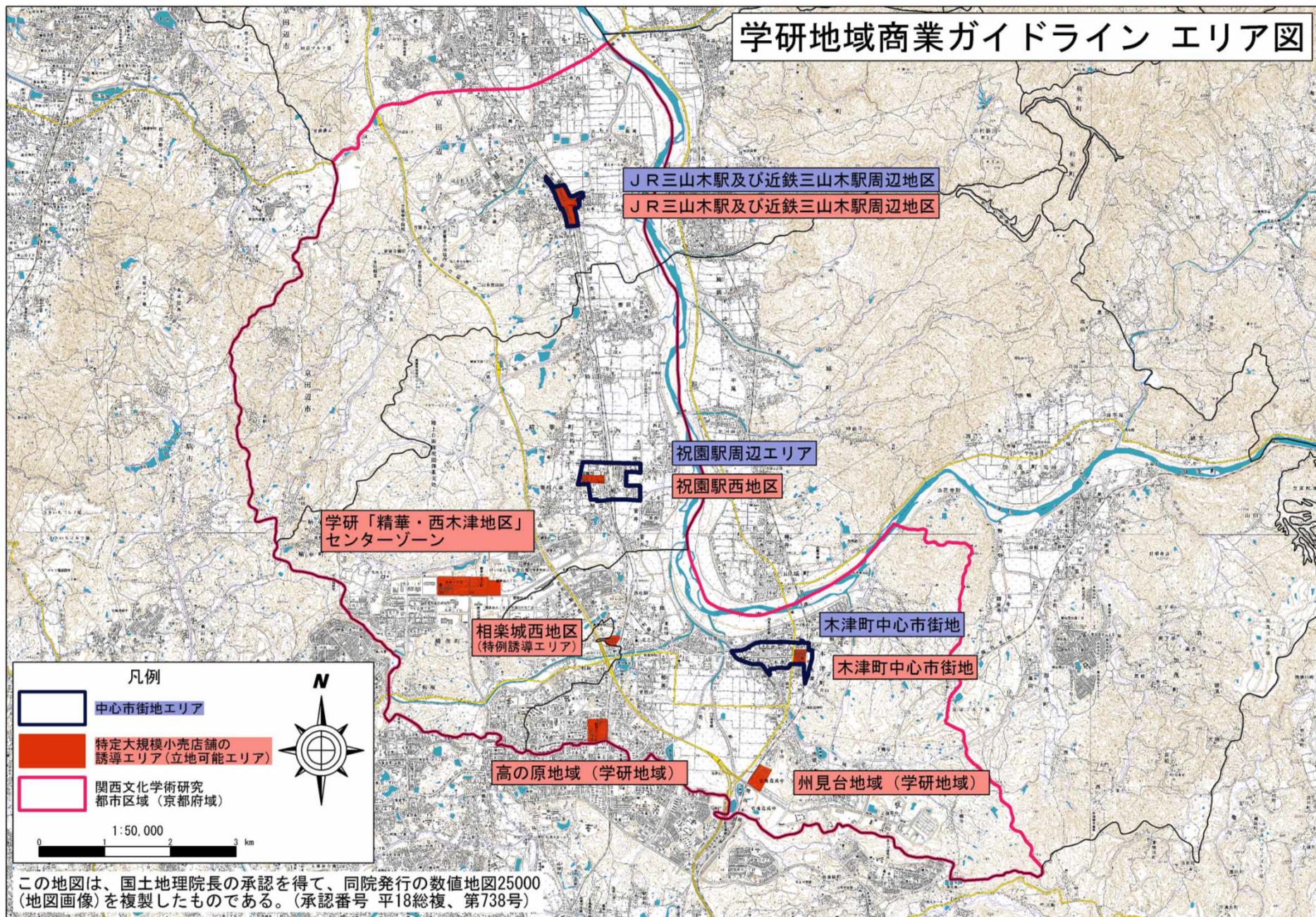
2 変更する都市計画(案)の内容

(1) 位 置…木津中央地区 (2) 面 積…約6.3 ha

(3) 内 容…下の表のとおり

地区の区分等	変更内容
地区整備計画	建築物等の用途の制限のうち、建築してはならない建築物から、
センターゾーン	「店舗等の用に供する建築物で物品販売店の床面積が10,000平方メートルを超えるもの」 の項目を削除

学研地域商業ガイドライン エリア図



2)都市計画変更のスケジュール

実施時期	内 容	備 考
8月22日～9月5日	地区計画(原案)の公告・縦覧	意見書提出期間:9月6日～9月12日 縦覧者数: 0 名 意見書提出者数: 0 名
8月22日	都市計画変更(案)説明会	城山台にお住まいの方対象 (参加者: 1 名)
9月26日～10月11日	都市計画(案)の公告・縦覧	意見書提出期間:9月26日～10月11日 縦覧者数: 1 名 意見書提出者数: 0 名
9月30日	都市計画変更(案)説明会	一般市民対象(参加者: 0 名)
11月11日	都市計画審議会	市役所5階全員協議会室 午前10時～ 一般市民の傍聴可能
12月定例議会	「木津川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」の改正議案上程	12月末に議案採決予定
12月下旬頃	都市計画変更の告示	